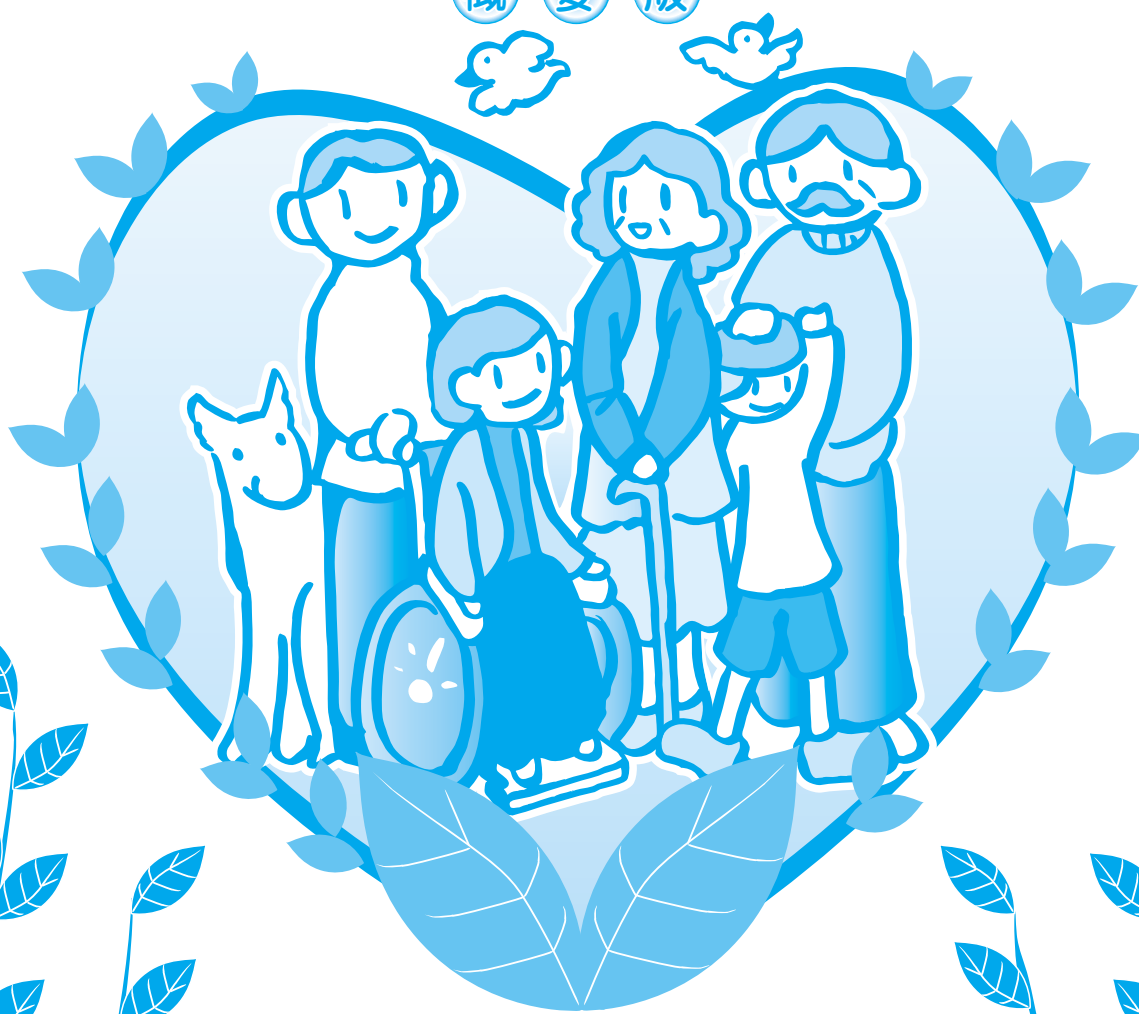


支え合う顔がみえるまち ありだ

有田市
障害者基本計画・障害福祉計画

概 要 版



平成19年3月

有田市

計画策定・趣旨

平成17年10月に障害者福祉サービスの一元化、就労支援の強化、障害者の利用者負担などを盛り込んだ「障害者自立支援法」が成立しました。

この法律の理念では、障害者が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら生活を送ることができる地域社会の実現を目指したものとなりました。

これらのことをふまえ、本市の障害者施策をより充実させ、障害者の地域生活への移行支援や就労支援のための具体的な取り組みを定めるため、有田市における「障害者基本計画・障害福祉計画」を策定しました。

計画の位置づけ

障害者基本計画は、障害者基本法第9条第3項で策定が位置づけられており、また、障害福祉計画は障害者自立支援法第88条第1項に策定が義務づけられ、障害福祉計画の基本的理念をふまえ、国の基本指針に基づき本市の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるための必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定めるものです。

計画の期間

有田市障害者基本計画の期間は、平成19年度から平成28年度までの10年間とします。また、有田市障害福祉計画の期間は平成18年度から平成20年度までの3年間とします。なお、社会情勢等の変化等に応じて適時、必要な見直しを行うものとします。

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
有田市障害者基本計画										
第1期有田市障害福祉計画			第2期有田市障害福祉計画			第3期有田市障害福祉計画				



計画の基本理念

支え合う顔がみえるまち ありだ

この計画の基本理念は、「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念を継承し、さらに、障害の有無にかかわらず、市民の誰もが互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を基本理念とします。

一人ひとりの顔がつながっている「顔のみえる関係」がいつも地域にあれば、支え合いや助け合いが自然に生まれます。普段からの、支え合いや助け合いをとおして「支え合う顔」がみえるまちの実現をめざします。

計画の視点

障害者を取り巻く環境の変化や課題に対応し、共生社会を実現するための本市障害者施策の方向性を示すものとして次の項目を計画の視点に掲げ、これに基づき施策の展開を図るものとします。



1 社会のバリアフリー化の推進



2 障害の特性をふまえた利用者本位の支援の展開



3 総合的かつ効果的な施策の推進



4 制度の一元化とサービス基盤の整備



障害者計画での取り組み

本計画の推進にあたっては、先に掲げた基本理念と計画の視点の実現に向けて、施策の基本方向を6つ掲げ、各施策・各事業の総合的・計画的な推進に取り組んでいきます。

1. 広報・啓発活動

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害者に関する市民理解を促進するため、幅広い市民の参加による啓発活動を推進します。

2. 生活支援

相談支援や権利擁護など、利用者本位の生活支援体制を構築するため、地域生活支援事業の推進を図ります。さらに、障害者の多様なニーズに対応するため、自立支援給付をはじめとする各種障害福祉サービスの基盤整備・充実に努めます。

3. 保健・医療

障害者に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実させるとともに、障害の原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供に努めます。また、障害の早期発見・早期対応を図るためにも相談体制の充実を図っていきます。

4. 教育・育成

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を行うために、乳幼児期から学校卒業まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障害、注意欠陥・多動性障害、自閉症などについて教育的支援を行うなど、教育・療育に特別のニーズのある子どもについて、適切な対応を図れるよう各種施策を推進します。

5. 障害者雇用

障害者の雇用の促進については、それぞれの障害者の意思や能力に応じた進路先が選択できるよう、また、授産施設等での福祉的就労から一般就労への移行を進めていくため、企業、学校、施設、関係機関・団体等との連携・協力による支援体制の整備を図ります。

6. 生活環境

各種の施設・設備の整備にあたっては、誰もが利用しやすいように配慮されているのがあたりまえというユニバーサルデザインの考え方のもと、福祉のまちづくりを進め、安心・安全な環境の整備を図ります。地域住民をはじめ様々な機関・団体と協働し、防災・防犯ネットワークの確立に努め、情報伝達や災害時の救援・救助体制の整備を図ります。

1. 啓発・広報

(1) 啓発・広報活動の推進

(2) 福祉教育の推進

2. 地域福祉

(1) 地域福祉の推進

3. 相談体制及び情報収集・提供

(1) 総合的な相談体制の充実

(2) 総合的な情報収集・提供の充実

4. 保健・医療・福祉サービス

(1) 障害の予防と早期発見・早期治療

(2) 障害者の保健・医療体制の充実

(3) 在宅・日中活動支援の充実

(4) 生活の場・地域活動の場の整備

5. 教育

(1) 就学前療育・教育相談の充実

(2) 学校教育の充実

6. 雇用・就業

(1) 雇用機会の拡大

(2) 就労支援と相談体制

7. 総合的な福祉のまちづくり

(1) 住環境の整備

(2) 安全快適な交通・公共施設等の整備

(3) 防犯・防災対策

8. スポーツ・レクリエーション、 文化活動等

(1) スポーツ・レクリエーション、
文化活動の推進



障害福祉計画で実施する事業



障害福祉サービスの内容

訪問系サービス	居宅介護	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、自宅で入浴や排せつ、食事の介護を行います。
	重度訪問介護	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に対して、自宅で入浴や排せつ、食事の介護や外出時の移動支援を行います。
	行動援護	重度の知的障害、または重度の精神障害により行動上著しい困難を有する人に対して、自傷や異食、徘徊等を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護を行います。
	重度障害者等包括支援	常時介護を有する障害者であり、その介護の必要の程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。
日中活動系サービス	生活介護	昼間、障害者の支援施設等において、食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作的活動の機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一定期間身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般就労を希望する障害者に対して、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために生産活動等の必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
	療養介護	医療と常時介護が必要な障害者に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。
	児童デイサービス	障害のある子どもが日常生活における基本的な訓練の指導、集団生活への適応訓練等を行うために施設等に通所して実施します。
	短期入所	居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護を行います。
居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に、共同生活を営む住居で、相談や日常生活の援助を行います。
	共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日に、共同生活を営む住居で、食事や入浴、排せつの介護を行います。
	施設入所支援	日中活動の自立訓練や就労移行支援を利用している障害者が自立した日常生活を営むことができるように、夜間における居住の場等を提供します。
福祉サービス その他障害	指定相談支援	障害福祉サービスを利用する障害者のうち、入所・入院から地域生活へ移行する人や単身者で自らサービス調整できない人などを対象に、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるとともに、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、サービス利用計画を作成します。



地域生活支援事業の充実

必須事業	相談支援事業	障害者や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
	コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的に実施します。
	日常生活用具給付等事業	日常生活用具給付等事業は、重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的に実施します。
	移動支援事業	障害児（者）であって、市が外出時に支援が必要と認めたと人に対し、円滑に外出することができるよう、移動支援を実施し、社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。
	地域活動支援センター事業	地域活動支援センター事業は、地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的として実施します。
任意事業	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	「身体障害者福祉法による更生訓練費の支給について」に基づき、更生訓練費の支給や、訓練等を終了し就職等により自立する人に対し、就職支度金を支給し、社会復帰を促進していきます。
	日中一時支援事業	障害のある小中高生等であって、原則として日中において監護する人がいないことにより放課後や夏休みなどの長期休暇中の活動場所が必要な障害のある児童を対象に、活動の場を提供し、社会に適應するための日常的な訓練を行います。
	訪問入浴サービス事業	本事業の利用を図らなければ入浴が困難である在宅の身体障害者を対象に、地域において身体障害者の生活を支援するため、居宅に訪問し、入浴サービスを提供します。
	社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増進や交流、障害者スポーツを普及するために教室などを開催することをはじめ、文字による情報入手が困難な障害者のために点訳や音訳により、市の広報を定期的に提供する事業です。また、自動車運転免許の取得や改造にかかる費用の一部を助成するなど、障害者への支援により、社会参加を促進していきます。
	経過的デイサービス事業	平成18年10月に地域活動支援センターに移行することが困難なデイサービス事業所が移行するまでの間、利用者に対して継続してデイサービスを提供します。



支え合う顔がみえるまち ありだ

有田市

障害者基本計画・障害福祉計画

【概要版】

発行：有田市役所 福祉保健部 福祉課

〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地
TEL:(0737)83-1111(代) FAX:(0737)83-6205

発行年月：平成19年 3月